

屋外広告物の許可申請窓口・屋外広告業の登録申請(届出)窓口

平成30年4月1日現在

【屋外広告物の許可申請窓口】

(1) 神奈川県屋外広告物条例が適用される区域

表示等の場所	許可申請窓口	電話番号	
三浦市	神奈川県 横須賀土木事務所	(046)853-8800(代)	
伊勢原市、大磯町、二宮町		平塚土木事務所	(0463)22-2711(代)
寒川町		藤沢土木事務所	(0466)26-2111(代)
座間市		厚木土木事務所東部センター	(0467)79-2865
大井町、松田町		県西土木事務所	(0465)83-5111(代)
箱根町		県西土木事務所小田原土木センター	(0465)34-4141(代)
鎌倉市	鎌倉市 都市景観課	(0467)23-3000(代)	
逗子市	逗子市 まちづくり景観課	(046)873-1111(代)	
厚木市	厚木市 都市計画課	(046)225-2401	
海老名市	海老名市 都市計画課	(046)235-9391	
南足柄市	南足柄市 都市計画課	(0465)73-8026	
綾瀬市	綾瀬市 都市計画課	(0467)77-1111(代)	
葉山町	葉山町 都市計画課	(046)876-1111(代)	
中井町	中井町 まち整備課	(0465)81-3901	
山北町	山北町 都市整備課	(0465)75-3647	
開成町	開成町 街づくり推進課	(0465)83-2331(代)	
真鶴町	真鶴町 まちづくり課	(0465)68-1131(代)	
湯河原町	湯河原町 まちづくり課	(0465)63-2111(代)	
愛川町	愛川町 都市施設課	(046)285-2111(代)	
清川村	清川村 まちづくり課	(046)288-3862	

(2) それぞれの市の屋外広告物条例が適用される区域

表示等の場所	許可申請窓口	電話番号
横浜市	横浜市 景観調整課	(045)671-2648
川崎市	川崎市 路政課	(044)200-2814
相模原市	相模原市 建築・住まい政策課	(042)769-9252
横須賀市	横須賀市 まちなみ景観課	(046)822-8127
平塚市	平塚市 まちづくり政策課	(0463)21-8781
藤沢市	藤沢市 街なみ景観課	(0466)25-1111(代)
小田原市	小田原市 まちづくり交通課	(0465)33-1593
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市 景観みどり課	(0467)82-1111(代)
秦野市	秦野市 開発建築指導課	(0463)83-0883
大和市	大和市 街づくり推進課	(046)260-5483

【屋外広告業の登録申請(届出)窓口】

表示等の場所	登録申請(届出)窓口	電話番号
横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く県内の区域	神奈川県 都市整備課	(045)210-6209
横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市の区域については、上記の各許可申請窓口にお問い合わせください。		

※屋外広告業の登録申請(届出)に関する書類については「かながわの屋外広告物」ウェブサイトからダウンロードできます。

古紙 70%の再生紙を使用しています

神奈川県 屋外広告物条例のあらまし

良好な景観の形成を目指して



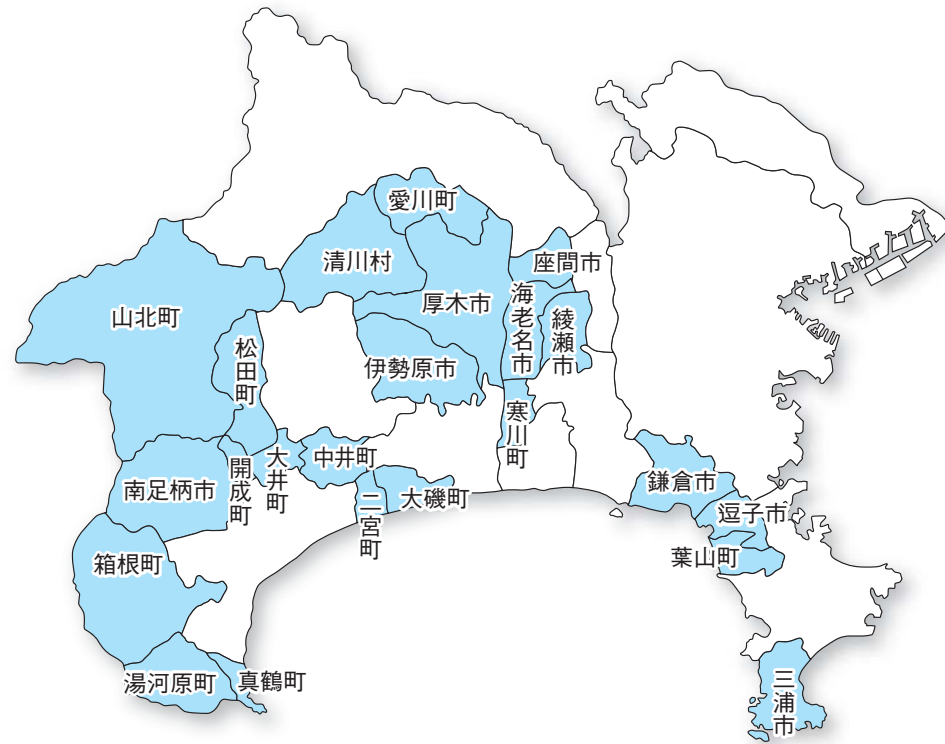
神奈川県屋外広告物条例等について、詳しくは「かながわの屋外広告物」ウェブサイト
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2n/cnt/f692/>)をご覧ください。

平成30年8月

趣旨と適用地域 神奈川県屋外広告物条例の

屋外広告物は、私たちに目的地までの案内などの様々な情報を提供するなど広く利用されており、また、街に活気をもたらすものです。しかしながら、自由に広告が出されることになると、街並みや自然景観を乱したり、広告物の落下などによる事故の要因となる事も考えられます。

そこで、県は「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を図るために、屋外広告物法に基づいて神奈川県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示等に関する基準などを定めています。



横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市および大和市ではそれぞれ独自に条例を制定しており、基準内容も県条例とは異なりますので、ご注意ください。

屋外広告物とは

屋外広告物法で次の要件をすべて満たすものと定義されています。

- ア 常時又は一定の期間継続して、
- イ 屋外で
- ウ 公衆に表示されるものであって、
- エ 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの(広告物を掲出する物件を含みます。)

1 許可の基準 (第7条、規則別表第1～第3)

許可地域(禁止地域や禁止物件以外)で、広告物を表示等する場合には、5種類の許可地域ごとの、大きさや高さなどの許可基準による許可が必要です。

許可地域(第2条、規則別表第1)

- ① 自然系許可地域
- ② 住居系許可地域
- ③ 工業系許可地域
- ④ 沿道系許可地域
- ⑤ 商業系許可地域

また、広告物の種類ごとの基準も定めています。

※県条例の禁止地域・許可地域の地図は、神奈川県ウェブサイト「e-かなマップ」の「神奈川県屋外広告物条例規制地域マップ」でご覧いただけます。

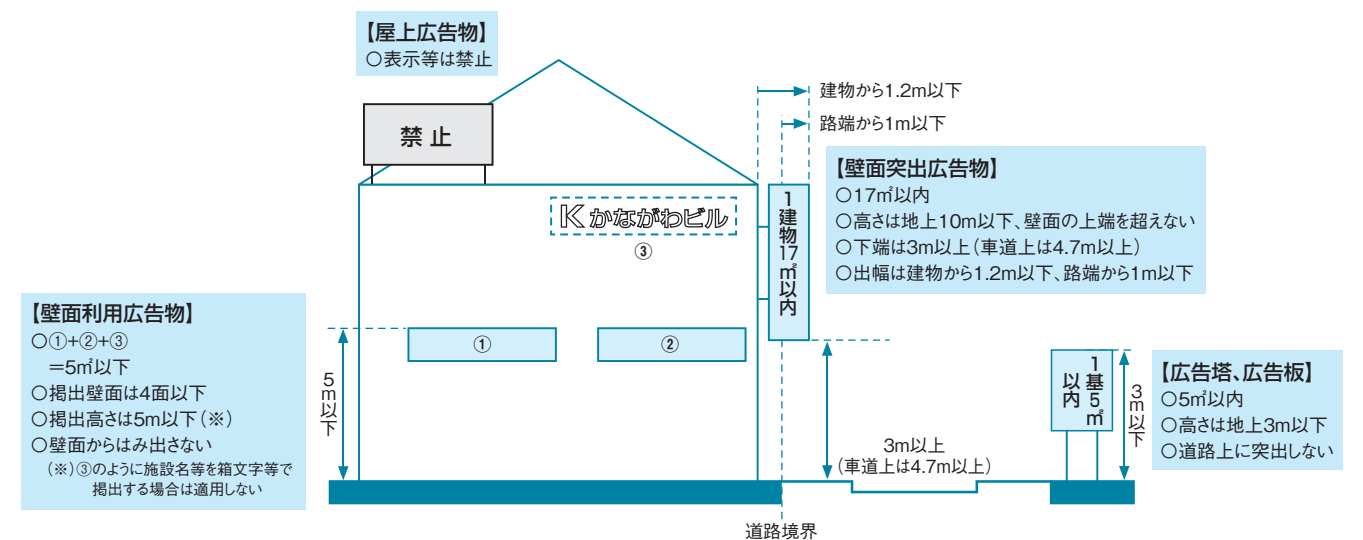
1-1 屋外広告物の許可地域区分別の許可の基準(規則別表第1・第2)

■ 自然系許可地域

該当地域

- 国立公園・県立自然公園の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域を除く)
- 歴史的風土保存区域
- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、田園住居地域

広告物の表示面積の合計は27㎡以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止



住居系許可地域

該当地域

- 国立公園の特別地域内の近隣商業地域、商業地域
- 城ヶ島、国立公園・県立自然公園内の普通地域、風致地区、近郊緑地保全区域(各該地域内の第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域に限る)
- 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域
- 他の許可地域以外の地域(市街化調整区域、都市計画区域内の非線引区域、都市計画区域外の区域)

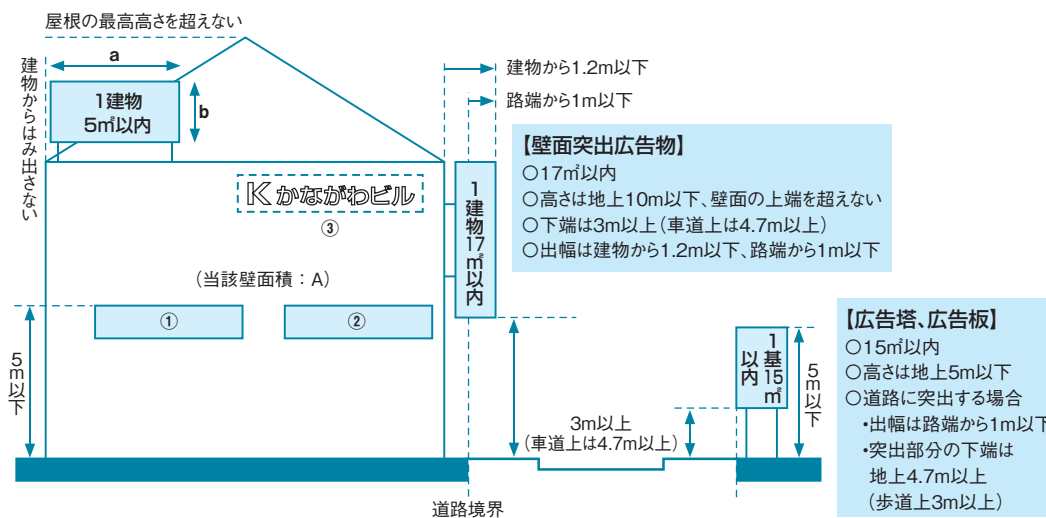
広告物の表示面積の合計は47㎡以内、ネオン照明、点滅照明及び動光の設置禁止

【屋上広告物】

- 5㎡以内
- 屋根の最高高さを超えない
- $Ob \div a = 1$ 以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

【壁面利用広告物】

- ①+②+③
- =10㎡以下 または $A \times 1/20$ 以下(※1)
- 掲出壁面は4面以下
- 掲出高さは5m以下(※2)
- 壁面からはみ出さない
- (※1) $A \times 1/20$ 以下が10mを超える場合は【屋上広告物】の掲出不可
- (※2) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない



工業系許可地域

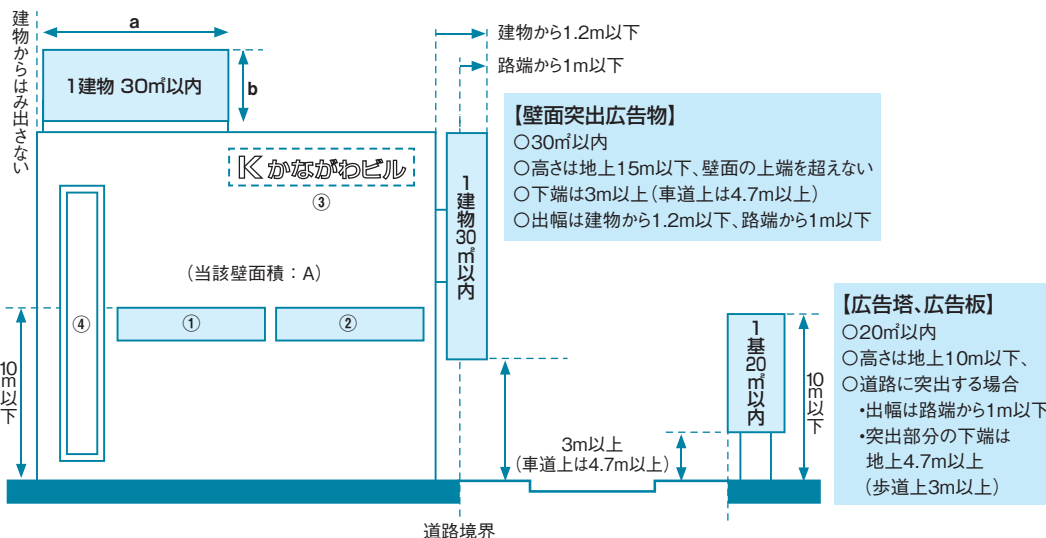
該当地域 ○準工業地域、工業地域、工業専用地域(沿道系許可地域に含まれる地域を除く)

【屋上広告物】

- 30㎡以内
- $Ob \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ建物の上端から3m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④
- =20㎡以下 または $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 掲出高さは10m以下(※1)
- 壁面からはみ出さない
- (※1) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない
- (※1) ④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



沿道系許可地域

該当地域

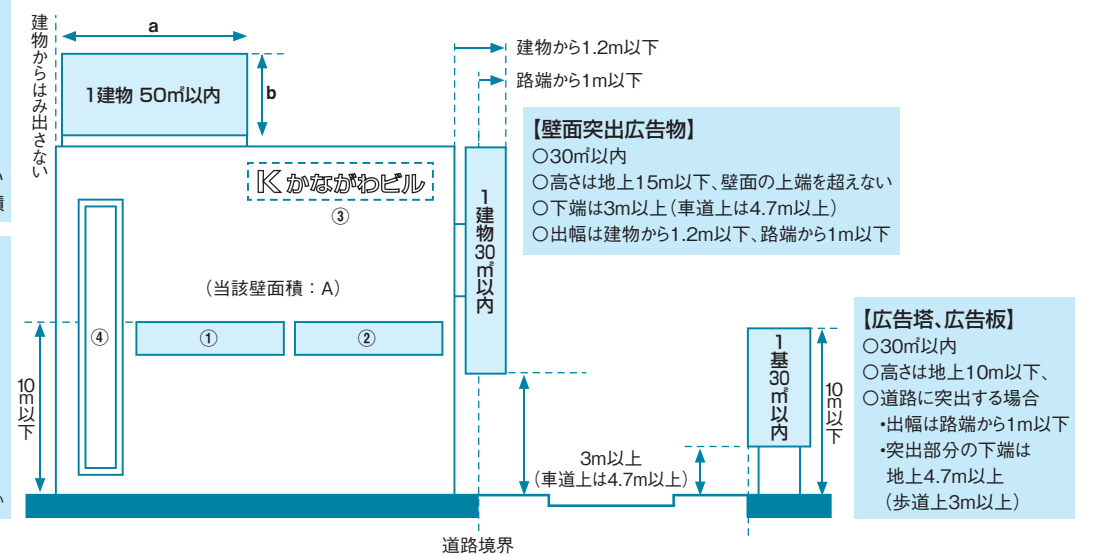
- 第二種住居地域、準住居地域
- 一般国道・県道の両外側30m以内にある第一種住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

【屋上広告物】

- 50㎡以内
- $Ob \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ建物の上端から5m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④
- =30㎡以下 または $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 高さは10m以下(※1)
- 壁面からはみ出さない
- (※1) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない
- (※1) ④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



商業系許可地域

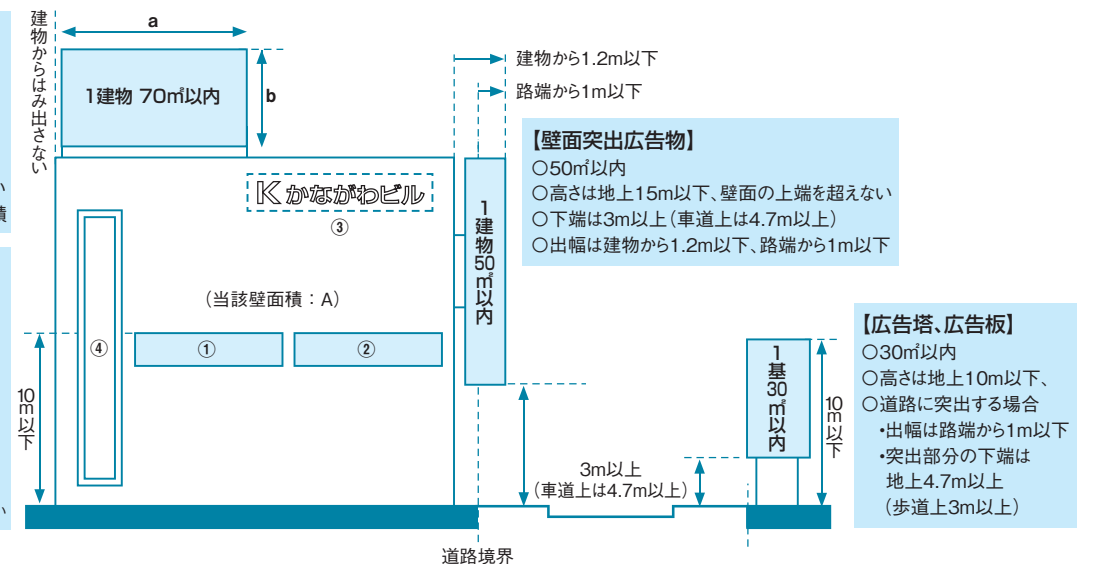
該当地域 ○近隣商業地域、商業地域

【屋上広告物】

- 70㎡以内
- $Ob \div a = 1$ 以下
- 高さは建物高さの1/3以下かつ建物の上端から7m以下
- 建物から横にはみ出さない
- 物見塔等の工作物には設置しない
- 屋上広告塔の表示面積は最大断面積

【壁面利用広告物】

- ①+②+③+④
- =30㎡以下 または $A \times 1/10$ 以下
- 掲出壁面は4面以下
- 高さは10m以下(※1)
- 壁面からはみ出さない
- (※1) ③のように施設名等を箱文字等で掲出する場合は適用しない
- (※1) ④のように壁面に懸垂装置を設置して掲出する場合は適用しない



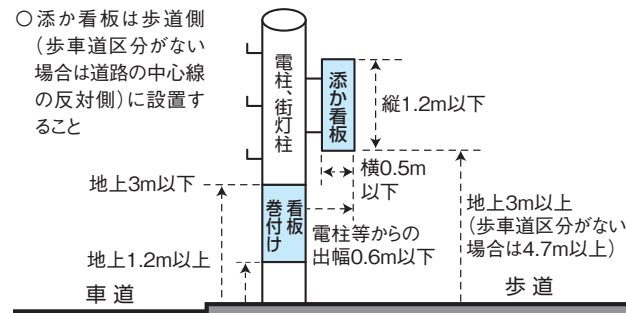
※【壁面突出広告物】(例 商業地域50㎡以下)及び【広告塔、広告板】(例 商業地域30㎡以下)は、一面の面積ではなく、両面に表示があるときは両面の表示面積を合計した面積のことをいいます。

すべての許可地域

【壁面利用の貼り紙等】 ① 1枚1㎡以内 ② 同一のものを連続して表示しないこと ③ 容易に除却できること

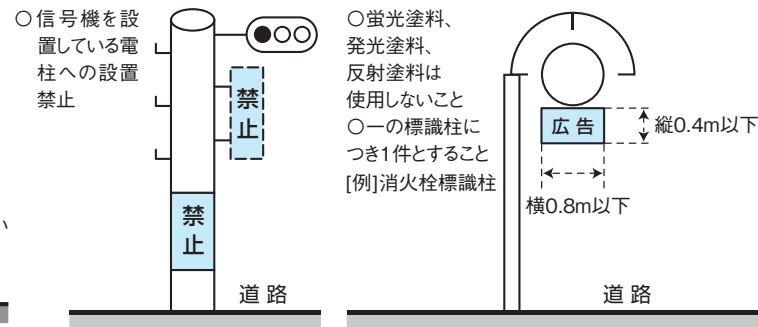
1-2 屋外広告物の種類に応じた許可基準(規則別表第3)

電柱および街灯柱を利用するもの



【歩道と車道の区分のある道路(片側にのみ歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱等に設置する場合を除く)】

標識柱を利用するもの



電車、自動車等の外面を利用するもの

○表示の位置は前面以外の外面とすること

【表示面積の合計】
○自動車、電車等1車両について、4.2㎡以下とする

【後面表示】
○縦0.6m以下、横1m以下で1件とする

【側面表示】
○縦0.6m以下、横3m以下とする
○一の側面についての表示面積の合計は1.8㎡以下とする

後面

縦0.6m以下
横1m以下

【表示の位置等】
○電車の表示面積の合計は、車体各面の10分の1以下とし、屋根及び底面の表示は禁止
○路線バスは、前面以外の外面とし、車体の窓から上部は、広告物の地色1色とすること

【走行禁止区域】
○鎌倉市の歴史的風土特別保存地区
○大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区
○東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路及び東海道新幹線の用地

【交通安全】
○ガラス面の表示は禁止
○発光し、蛍光剤を使用し、反射効果のある広告物、映像装置の表示は禁止

【色彩、意匠等】
○走行する地域の景観に調和したものとすること

【交通事業者の責務】
○神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物自主審査実施要綱、神奈川県電車、路線バスの車体利用広告物ガイドラインに基づき自主審査をすること

【路線バスの場合】

側面

前面

後面

掲出可

広告塔、広告板に類するもの

【アーケードに設置する場合】
○同一商店街では、なるべく位置、形状、規模を統一すること

表示面積 0.5㎡以下

地上3m以上

道路

【道路を横断して設置する場合】
○特定の商品名及び商店名はなるべく表示しないこと

地上4.7m以上

道路

【アドバルーン】
○直径3m以下のものとする
○掲揚する場合は高度45m以下とする
○雨、雪又は毎秒5m以上の風のときは掲揚しないこと
○広告物は長さ15m以下、幅1.5m以下とし、主綱に緊結すること
○掲揚時には常時2人以上の監視人を置くこと

長さ15m以下

幅1.5m以下

【立看板】
面積 5㎡以内

地上 3.6m以下

【のぼり旗】
面積 5㎡以内

【案内板】(広告塔に類するもの)
幅0.3m以下

地上 2m以下

【案内板】(広告板に類するもの)
幅1m以下

縦0.5m以下

同一場所に2以上のものを設置する場合は総合案内板とし、一のものの表示面積は、縦(横)0.3m以下、横(縦)1.5m以下とすること

2 禁止地域と禁止物件

県条例では、広告物の表示等が禁止される「禁止地域」及び「禁止物件」を定めています。

2-1 禁止地域(第3条第1項)

広告物の表示等が禁止される地域です。

- 重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域
- 史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域
- 県又は市町村指定の重要文化財の建造物の敷地及びその周辺50m以内の地域並びに史跡、名勝、天然記念物の地域又は場所
- 保安林
- 国立公園及び国定公園の特別地域(近隣商業地域及び商業地域を除く)
- 県立自然公園の特別地域
- 歴史的風土特別保存地区
- 近郊緑地特別保全地区
- 特別緑地保全地区
- 自然環境保全地域
- 風致地区のうち知事が指定する地域
- 古墳、墓地、火葬場又は葬祭場
- 相模川を除く河川区域
- 道路及び鉄道の線路用地並びにこれから展望できる範囲で、知事が指定する地域
 - 東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路及び東海道新幹線の用地並びにこれらの両外側500m以内の地域
- 河川、湖沼及び海岸並びにその付近で知事が指定する地域
 - 相模川の河川区域
 - 城ヶ島
 - 海岸線から100m以内の地域及び海岸保全区域(海水浴場開設期間中の海水浴場の区域を除く)



左の地域のうち
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域を除く
(相模川は一部地域を除く)

2-2 禁止物件(第3条第2項～第5項)

広告物の表示等が禁止される物件です。

<p>広告物の表示等を全面的に禁止(第2項)</p>	<p>①橋りょう(ガード類を含む)、②高架構造物、③トンネル、④信号機、⑤道路の分離帯、⑥道路の防護柵、⑦道路標識、⑧駒止、⑨里程標、⑩街路樹、⑪路傍樹、⑫郵便差出箱、⑬信書便差出箱、⑭電話ボックス、⑮公衆便所、⑯路上に設置する変圧器及び配電器、⑰銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件、⑱消火栓、⑲火災報知器、⑳指定消防水利標識、㉑防火水槽標識、㉒火の見やぐら、㉓送電塔、㉔送受信塔、㉕照明塔、㉖煙突、㉗ガスタンクその他これに類する物件</p>
<p>広告物の直接表示を禁止(第3項)</p>	<p>①石垣その他これに類する物件</p>
<p>貼り紙、貼り札、立看板の表示を禁止(第4項)</p>	<p>①電柱、②街灯柱、③消火栓標識、④バス停留所の上屋、⑤植樹帯</p>
<p>広告物の表示を禁止(第5項)</p>	<p>①道路の路面</p>

3 規制を受けない広告物 (第6条第1項、第2項)

社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物は、規制の対象から除外されています。

要 件	
① 他法令の規定により設置されるものや、選挙運動のための貼り札、ポスターの類	
② 案内図その他公衆の利便に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の公報資料及び広報資料 ・国及び地方公共団体の案内板及び掲示板 ・災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの
③ 祭典用その他慣例上使用されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺、教会等の礼式や冠婚葬祭の際に掲出されるもの ・地方の年中行事のために表示又は設置されるもの
④ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、営利を目的としないもの	
⑤ 電車又は自動車に表示するもので、右の要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は所有者の事業や営業の内容を表示するもの ・自動車の車体に所有者や管理者の氏名、名称、店名、商標又は所有者や管理者の事業や営業の内容を表示するもの
⑥ 自己の氏名や営業の内容等を自己の住居、事業所、営業所等に表示又は設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの ・自己の店舗、営業所、事業所やその敷地内に自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容等を表示するもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・一の広告物の表示面積が1㎡以下(国立公園の第二種特別地域及び第三種特別地域にあたっては5㎡以下) ・複数の広告物を統合する場合は、10㎡以下 ・高さは地上5m以下 ・光源を用いるものにあつては、動光、点滅を伴わないもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積の合計が10㎡以下(禁止地域、広告景観形成地区にあつては5㎡以下) ・自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下 ・建築物の上部に突出するものにあつては、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、建築物の最高部を超えないもの。また、第一種住居地域、工業系許可地域、沿道系許可地域、商業系許可地域においては、建築物の屋根からの高さが4m以下 ・海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する専用施設に表示する場合にあつては、表示面積の合計が35㎡以下(建築物の上部に突出するもので、自然系許可地域及び住居系許可地域のうち第一種住居地域を除く地域においては、屋根の最高部から高さが2mを超えないもの)

要 件	
⑦ 自己の管理する土地や物件に管理上の必要により表示又は設置するもの	・表示面積の合計が1㎡以下で、地上からの高さが2m以下
⑧ 国又は地方公共団体が設置し、又は保有する施設又は物件に寄附者名等を表示するもので右の要件をいずれも満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・表示数は、1施設又は1物件当たり1個であるもの ・表示面積が、広告物を正面から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であるもの ・表示される者が寄附者であることが分かるもの
⑨ 営利を目的としない貼り紙、貼り札その他これに類するもので、右の基準、要件を満たすもの	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が1㎡以下 ・政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの又はその他営利を目的としない認められる会合及び催物類の掲示をするもの
⑩ 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示又は設置するもので、公益上必要と認められるもの	

①～⑧は許可基準(第7条)の適用除外、禁止規定(第3条)の適用除外、許可手続き(第2条)が不要

⑨～⑩は許可手続き(第2条)が不要

4 広告景観形成地区制度

個性的な街並みづくりを進めるうえで、それぞれの街並みに合った広告物の誘導や規制ができる制度があります。

広告景観形成地区(第39条～第41条)

広告物による個性的な特色ある地域の景観の形成を図るために、許可地域の中で、景観を形成するため特に必要であると認める地域を、関係市町村長の意見を聴取のうえ、当該地区の広告物に関する地区基本方針を定めて、広告景観形成地区として指定することができます。

この基本方針のなかで、当該地区の街並みに合わせて、広告物ごとに形状、面積、色彩、意匠、高さ、位置などの許可の基準を、地区独自に定めることができます。

広告協定地区(第42条、第43条)

一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者等が、景観を形成するために当該地区内の広告物の形状、面積、色彩、意匠、その他表示の方法の基準に関する協定(広告協定)を締結したときは、その申請に基づき、関係市町村長の意見を聴取のうえ、広告協定地区として指定することができます。



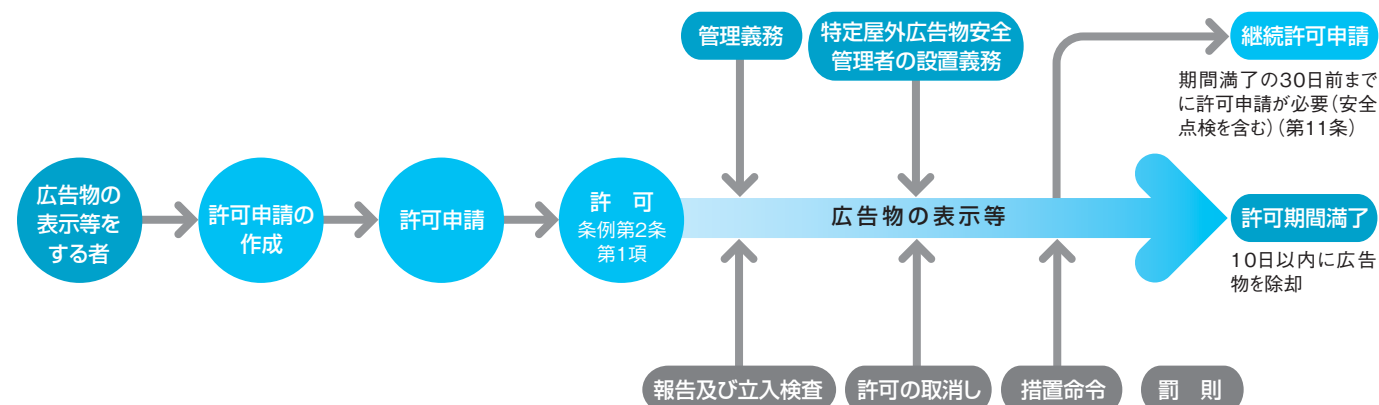
酒匂縦貫道路から酒匂川土手の松並木と富士山を望む
(大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区)

5 許可申請手数料と許可期間 (第46条第1項、条例別表)

区分	単位	金額	許可期間の上限	
貼り紙	50枚	500円	1月	
貼り札	1枚	300円	1年	
建築物の壁面を利用して懸垂装置により掲出するもの	照明装置のないもの	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	1年	
	照明装置のあるもの	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)		
電柱又は街灯柱を利用するもの	1枚	300円	3年	
電車、自動車等の外面を利用するもの	1台	800円	1年	
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの及び案内板	照明装置のないもの	1,500円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)	3年	
	照明装置のあるもの	2,400円 (広告等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)		
アーチ	照明装置のないもの	1基	3年	
	照明装置のあるもの	1基		
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1月	
	照明装置のあるもの	1個		
立看板	1基	300円	3月	
のぼり旗	1本	300円	3月	
広告幕	表示面が固定されていないもの	1張	300円	3月
	表示面が固定されているもの	照明装置のないもの	1張	3年
		照明装置のあるもの	1張	
標識柱を利用するもの	1枚	300円	3年	

貼り紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、50枚として計算する。

6 屋外広告物の許可申請のフローチャート



7 掲出者の義務

広告物を表示するときは、次のことを守ってください。

標識票等の表示(第10条)

・許可を受けた方は、交付された標識票を該当の広告物に貼り付けてください。

変更及び継続(第11条)

・許可を受けた後、許可の内容に変更を加え、又は広告物を改造若しくは移転しようとするときは、改めて許可を受けてください。

・許可期限後、更に広告物の表示等をするときは、期限満了の30日前までに継続許可申請をしてください。

・継続許可申請時には、屋外広告物点検報告書を提出してください。

管理義務(第12条)

・設置者又は管理する方は、広告物を良好な状態で管理しなければなりません。

広告物の落下事故は、会社やお店の信用も落とします。

屋外広告物は、雨や風、強い日差しにさらされています。知らぬ間に内部が劣化し、落下や倒壊の危険が高まっているかもしれません。定期的な点検のほか強風や地震の後には点検を行うなど、安全管理に努めましょう。なお継続許可申請時には、点検状況を撮影した写真を添付した屋外広告物点検報告書の提出が必要です。

危険の兆候をチェック、早期発見で事故防止。

サビ



鉄骨やボルトが錆びて腐食していないかを定期的に点検。

汚れ



外壁などにサビ汁の跡がないか。内部の腐食が疑われます。

ズレ・欠落



盤面のズレや取付具の欠落は落下の前触れ。

照明不点灯



漏電の場合は火災の危険性もあります。

異常があった場合は、周辺を立入禁止にするなど安全対策をとり、早急に専門家に相談して対応しましょう。処置が早期であるほど費用も抑えられます。危険を放置し、万が一事故が発生した場合、賠償責任を問われることもあります。

特定屋外広告物安全管理者の設置(第13条、規則第10条)

・建築物の上部に突出する広告物又は広告塔及び広告板で、高さが4mを超えるときは、特定屋外広告物安全管理者を置くことになっています。

除却の義務(第14条)

・許可期限が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、10日以内に広告物を除却してください。

8 屋外広告業者の義務

屋外広告業を営もうとする方は、登録が必要です。

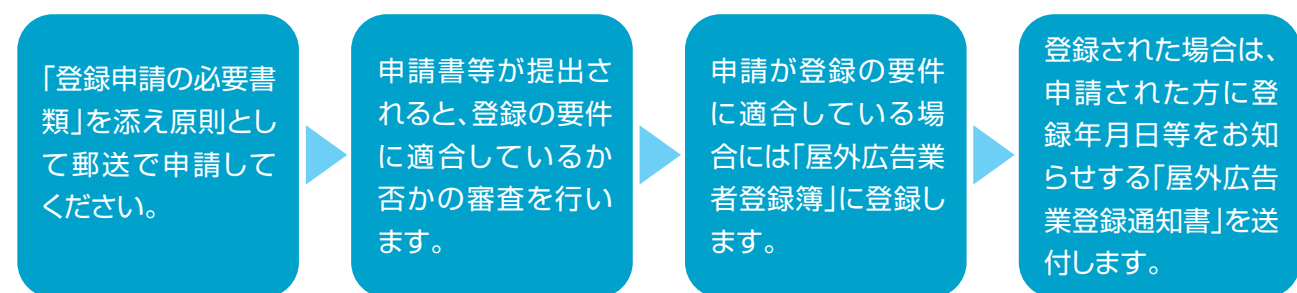
屋外広告業の登録(第24条、規則第15条)

・屋外広告業を営もうとする方は知事の登録を受ける必要があります。(登録申請手数料1万円/有効期間5年)

屋外広告業者の登録制度

屋外広告業を営もうとする個人又は法人は、事務所や作業場などの事業所が存在するか否かを問わず、工事現場が県の区域内にあることだけで、知事の登録を受ける必要があります。

登録の流れ



※登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする方は、5年毎に更新の登録が必要となります。

変更・廃業等の届出(第28条、第29条)

・登録事項に変更があったり屋外広告業を廃止したときは、変更又は廃業の日から30日以内に届出を行う必要があります。

業務主任者の設置(第32条)

・営業所ごとに「業務主任者」を置く必要があります。

業務主任者は

- ① 屋外広告士
- ② 屋外広告物講習会(毎年1回開催)修了者
- ③ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員、技能検定合格者、職業訓練修了者などの資格を有する者です。

標識の掲示(第33条)

・登録を受けた方は、営業所ごとに屋外広告業者であることを示す標識を掲げる必要があります。

帳簿の備付け(第34条)

・登録を受けた方は、営業所ごとに必要事項を記載した帳簿を備付ける必要があります。

9 違反に対する措置

9-1 違反広告物に対する措置

報告及び立入検査(第23条)

・土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査することがあります。

許可の取り消し(第15条)

・虚偽の申請により許可を受けた場合などは、許可を取り消すことがあります。

措置命令(第15条第2項)

・条例、規則に違反した広告物があるときは、改修、移転、除却などの措置が命ぜられることがあります。

罰則(第53条、第55条、第56条)

・条例、規則の違反行為に対しては、罰則(50万円以下の罰金)を科せられることがあります。

簡易除却(法第7条第4項、第49条)

・電柱などに表示されている違反の貼り紙、貼り札等、のぼり旗、立看板等は、県土木事務所等の職員、地域の住民の方や市町村及び関係機関・団体等の協力をいただいて撤去しています。

9-2 違反広告業者に対する措置

登録の取消し(第36条)・罰則(第52条～第55条、第57条、第58条)

・屋外広告業者が登録要件を満たさなくなった場合や虚偽の届出を行った場合、法令に違反して広告物を設置した場合などには、登録取消や営業停止のほか、罰則(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)を科せられることがあります。

9-3 他法令の遵守

・屋外広告物は、その掲出場所や掲出規模等によっては、道路法や建築基準法、消防法など、当条例以外の法令の適用も受ける場合があります。

例えば、道路法などで構造物(壁面突出広告物など)を道路内に設置してはならない範囲を定めています。また、建築基準法において、一定規模以上の広告物については、建築確認を必要とするものがあります。

神奈川県屋外広告物条例 Q&A

このページでは、よくある質問について、Q&A方式で解説します。
 具体的な許可申請のご相談は、屋外広告物の許可申請・相談等の受付窓口 までご連絡ください。

許可・変更・継続(第2条・第11条)

Q 看板を付けかえる時は、何か手続きが必要ですか？

許可を受けた後、内容の変更・改造・移転をするときは、改めて許可を受ける必要があります。
 退色による塗り替え、修繕、従たる内容の変更(営業時間の変更等)等は、申請不要です。

禁止地域・禁止物件(第3条)

Q 道路・鉄道から展望できる範囲の禁止地域とは、具体的にどこですか？

東名高速道路、新東名高速道路、圏央道、横浜横須賀道路、小田原厚木道路、東海道新幹線とその両外側500メートル以内の地域です。ただし、第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域を除きます。また、山などの自然の立地条件、トンネル等の半永久的な構造物等により、これらの道路や鉄道から直接展望できない地域も除外されます。

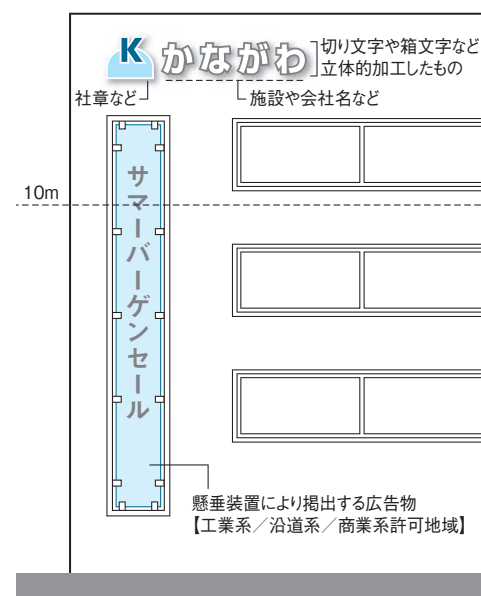
規制地域を示した地図は、e-かなマップ「屋外広告物条例規制地域マップ」をご覧ください。

許可基準(施行規則第5条・規則別表第2)

Q 壁面利用広告物のうち、掲出高さの制限が適用されない「ただし書き」の広告物はどのようなものですか？

右の図にあるように

- ・施設名や会社名等とシンボルマーク(社章など)をそれぞれ1つずつ(併用可)、箱文字など立体的に加工した文字等を直接、壁面に取り付けたもの(※テナント名を複数掲出することは不可)
- ・壁面に懸垂装置を設置して掲出するもの(※催事の告知など短期間の掲出が想定されるため、許可期間内の内容変更も可)



適用除外(第6条)

Q 自分の土地に看板をたてるのに、許可はいりますか？

自己の氏名や営業の内容等を自己の住居・事業所・営業所等に表示又は設置するものは、許可地域は10平方メートル、禁止地域・広告景観形成地区は5平方メートルまで、適用除外になります。
 住居・事業所・営業所等がない場所に掲出する場合、自己の所有地でも、許可が必要です。

適用除外(第6条)

Q 自分の店に出す看板(自家用広告物)に、許可はいりますか？

基準(許可地域は10平方メートル)を超える場合は、自家用広告物でも許可が必要になります。
 例) 10平方メートルと3平方メートルの2枚の自家用広告物を掲出する場合、両方の広告物に許可が必要です。(10平方メートルを差し引いた3平方メートル分だけ申請が必要なのではありません)
 なお、禁止地域では、自家用広告物は5平方メートル以内であれば、許可不要で掲出できます。

Q 一敷地内に事務所と工場の二つの建物がある場合の適用除外面積は？

一敷地ごとに計算するため、二つの建物合わせて10平方メートルまでの自家用広告物が適用除外になります。(禁止地域は5平方メートルまで)

Q 自動車に広告をつける場合、走行する場所全てで許可をとらないといけませんか？

自動車の使用の本拠地(=車検証の住所)で許可をとった(又は適用除外になった)広告物は、神奈川県条例区域を走行することができます。

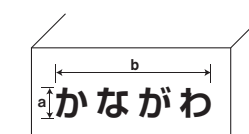
Q 「管理上の必要により」適用除外となる看板とはどんなものですか？

「管理地」「立入禁止」「駐車禁止」「P(駐車場)」等の表示が、管理上必要と認められます。
 一敷地につき表示面積の合計が1平方メートル以下・地上からの高さ2メートル以下の基準を守れば、許可は不要です。

面積の算定方法

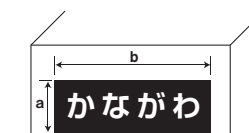
Q 壁面の箱文字・切り文字の面積算定方法は？

文字間の空間を含めて計算します。面積=a×b



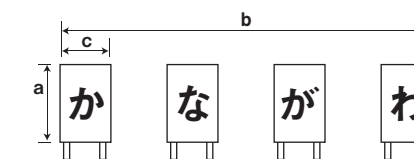
Q 壁面の色彩を塗り替えた場合の面積算定方法は？

塗り替え部分の面積で計算します。面積=a×b



Q 複数の看板を合わせて一つのイメージを表示する場合の面積算定方法は？

各物件間の空間部分も表示面として計算します。面積=a×b
 ※a×c×4ではありません



手数料の算出方法(第46条第1項、条例別表)

Q 複数の看板を出すときの手数料の算出方法は？

1枚(1基)ごとに手数料を算出します。広告物の合計面積から算出するものではありません。

- 正) 「神奈川」 2平方メートル: 1500円
 「かながわ」 2平方メートル: 1500円 計3000円
 誤) 2平方メートル+2平方メートル=4平方メートル: 1500円

